

規則

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七号

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業文化センター管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表舞台設備の項中「早変わりブース（同）」を「同」とする。

「三五ミリ映写機（大）」	「同」
「一六ミリ映写機（同）」	「同（小ホール）」
「オーバーヘッドプロジェクター」	「同」
「スライド映写機」	「同」
「ビデオカメラ（大ホール）」	「同」

「二、一六〇」	「二、一六〇」	「上映一〇分につき、スクリーンを含む。」
「二、一六〇」	「同」	「スクリーンを含む。」
「一、四四〇」	「同」	「スクリーンを含む。」
「二、九〇〇」	「同」	「スクリーンを含む。」
「三、六二〇」	「同」	「スクリーンを含む。」
「二五、八九〇」	「同」	「スクリーンを含む。」

別表第二号の表映写設備の項を次のように改める。

「映写設備」	「ビデオプロジェクター（移动式・短距離用）」	「一式」	「二、七六〇」	「スクリーンを含む。」
--------	------------------------	------	---------	-------------

様式第三号中「あ」を「あ」に改め、「あ」を削る。
様式第四号及び様式第五号中「あ」を「あ」に改め、「あ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。